

令和 6 年度 鴨川市いじめ問題対策調査会

令和 7 年 2 月 5 日（水）

午後 2 時より

鴨川市役所天津小湊支所 2 階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 鈴木 希彦 教育長

3 各委員の紹介

4 鴨川市いじめ問題対策調査会について（説明：事務局）

5 議 事

（1）鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の報告（事務局より）

（2）鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（事務局より）

（3）その他

6 諸連絡

7 閉会

令和6年度・令和7年度
鴨川市いじめ問題対策調査会 委員名簿

	分 野	氏 名（敬称略）	備 考
1	医 療	黒野 隆	医療・黒野委員医師（院長）
2	心 理	奈良 和子	心理・亀田クリニック臨床心理士
3	福 祉	石塚 則子	福祉・主任児童委員
4	福 祉	上野 ひろ子	福祉・千葉県立長狭高等学校 スクールソーシャルワーカー
5	人 権	上村 美智代	人権・元人権擁護委員

1 概要について（詳細は別紙資料参照）

2 報告について（詳細は別紙資料参照）

3 質疑について

- (1) SNSのことは、いじめだけではなく、いろいろなところに関わってくると思う。今年度、外部の機関（警察や電話会社等）に要請し、子どもを対象に研修や講演、勉強の場をもった学校がどれくらいあるのか。また、保護者を対象に同様のことを実施した学校はどのくらいあるのか。
- ・鴨川中学校 対象：中学1年生
講師：南房総教育事務所 指導主事 吉野達也（前鴨川中教頭）に依頼
 - ・江見小学校 対象：6年生
講師：南房総教育事務所の事業 情報モラル教室を実施
 - ・長狭中学校 対象：中学2年生
講師：市の人権教育に関わる方 人権教室を実施
 - ・今年度、保護者を対象に情報モラル教室を実施した学校はなかったが、フリー参観等にあてている学校はある。
- (2) いじめアンケートについて、ある小学校は今年度いじめアンケートの見直しを行った。その際、職員会議でFormsにするか紙のアンケートにするか話し合った。その結果、アンケートの筆跡からも子どもが悩みながら書いたなどの感情を読み取れるかもしれないので、あえてデジタルではなく紙に書かせているという意見があった。今年度の各学校のアンケートは、紙とデジタルのどちらでとっているのか。
- ・全小中学校で紙でのアンケートを実施
- (3) 長狭中が国保病院の先生に協力を依頼してカウンセリングをしているとはどのようなことなのか。それは、鴨川市から委託されているということなのか。
- ・養護教諭が連絡を取り、学校に週1回カウンセリングにきてもらっている。医療的な視点で診てもらえるメリットがある。
 - ・学校医でもある国保病院の小橋医院長が、小児科の専門医でもあるので、心の健康や医療も含めて、週1回、昼休みにきていただいている。希望する子どもや定期的に診てもらっている子どもたち、先生方の健康相談も含めて実施してもらっている。
- (4) 今年度、本校のいじめの認知については以前よりもハードルを下げた。市教委へ計上した内容も増えた。他の小学校では、どの程度の訴えまでをいじめとして認知しているのか。
- ・いじめの未然防止の関係で話をしたので、いじめの認知件数ではない。学校では、ちょっとしたトラブルに関しても事例として入力しようと全職員で情報共有を図っている。
- (5) いじめの認知の仕方について共通理解をしたい。本校では、冷やかしやからかいからいじめになったら2件とカウントしている。足並みや基準を揃えたい。各学校での状況を知りたい。
- ・本校では、問題行動調査の項目の軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりす

ることを数えると、毎日何十件といじめの認知があることになる。一つの基準としては、軽くぶつかるということは、悪気無くぶつかることもあるので、やられた子が、いじめられたと訴えてこなければいじめと認知していない。

- ・大人の目で見えていて、重大なことは、管理職と生徒指導委員会で相談していじめと認知する時もある。
- ・口頭で訴えがある場合と、アンケートで出てきた数値を計上している。また、教師が児童に直接話を聞いたことを計上している。もめごとがあっても、その後教師が児童たちを観察し問題なく過ごしていたらいじめと認知していない。また、本人や保護者からの訴えがあったらいじめと認知している。
- ・中学校は小学校よりも自分自身がよりわかってくる時期であるため、訴えが一番だと思う。大人から見ていて、少しひどい言葉も正直あるので、そういった場合は「こうやって言われていたけれど大丈夫ですか。」と声をかけている。最終的にいじめ案件にするかは、本人にも確認し、いじめとなったら管理職への報告と保護者への連絡をして対応している。

(6) 嫌なことを言われているような気がする、という生徒のカウントの仕方はどうしているのか。また、鴨川市の職員や警察の立場の方からのいじめについての考えを聞きたい。

- ・本校もいじめられている気がするというケースで1件あげた。訴えてきた生徒は、特別支援学級の生徒で聞きとりをした。やられている子にとっては、そう思っているから1件とあげた。
- ・どこで線を引くかというのは難しい。人がかわれば認知の仕方が違う。本人がいじめと訴えていればカウントするべきだと思う。同じ場面でも状況によって変わってくるから本人に聞きとることが大切だと思う。

児童相談所から

- ・カウントするかしないかというのは、教育委員会が学校とコンセンサス（合意）をしっかりと取っていくことが非常に大事なことだと思う。現場では、カウントの仕方に違いがあるということが、現状として分かったということだけでも有意義ないじめ問題の会議となった。
- ・言っているかもしれないと思っている子もいれば、思っても言えないという子もいる。いろいろなお子さんがいると思うので、まずは、状況を確認するということが非常に大事なことだと思う。
- ・訴えてきたからカウントする、訴えてこないからカウントしないというのは、カウントの方法の一つである。言えない子もいれば言える子もいるという視点で現場の先生たちは対応していると思うので、私は全学校の話聞いて今日はすごく嬉しかった。

4 助言について

(1) 千葉地方法務局館山支局より

- ・人権擁護期間の取組は、子供人権 110 番（0120-007-110）で子供の相談がある時にかければ、千葉の方へかかるようになっており、人権相談員や法務局職員が相談に応じている。相談は、不登校の家庭が多い傾向にある。

(相談時間：午前8時30分から午後5時15分まで)

- ・子ども人権SOSミニレターは、平成18年から取組を進めており、毎年5月下旬に小中学校に配付し、児童生徒の悩み事や相談事の対応にあたっている。相談がきたら、返信するような形をとっている。手紙の内容は、前提として秘密にしているが、いじめ等の早急に対応が必要な場合は、学校に情報提供をする。

- ・児童生徒に人権問題を考えてもらうために、人権擁護委員が中心となって、人権教室を実施している。今年度は6校で実施した。また、全国中学生人権作文コンテストや千葉県子ども人権ポスター原画コンテストを実施している。今後もこれらの活動を通して、児童生徒が人権について考えるきっかけを作っていきたい。

(2) 君津児童相談所より

- ・児童相談所が、外部で話すことは児童虐待の内容が多くなるが、警察だと少年センターがある。また、少年鑑別所の中に法務少年支援センターがあり、非行対応や様々な問題行動へのアプローチを子どもや職員向けに講話をしている。専門性が高くいずれも無料なので依頼しても学びがあると思う。
- ・鴨川市の対応は、市の家庭相談員の相談対応が丁寧なので、その点が強みで地域の相談窓口として機能している。また、教育・医療・福祉の横の連携がとれている。

(3) 鴨川警察署より

- ・警察が学校のいじめを認知した場合は、本部の少年課に報告し指示を仰ぐようにしている。また、全体件数は少ないが、SNSのトラブル（インスタ、ライン等）がある。これは、やるなということは無理なことだと思う。子どもたちは、家庭で携帯を使っているので、学校の先生がどこまで食い込んでいくのが難しいと思う。本人が使っている本アカウントではなく、裏アカウント（偽物のアカウント）を作って使用している子どももいる。SNSの利用について、学校から依頼があれば対応していきたい。

(4) 子ども支援課より

- ・令和6年4月1日から子ども家庭センターができた。子ども家庭センターは、母子保健業務、児童福祉の二つの業務を担当している。4月から12月までに子ども家庭センターに来館した方は、子ども、保護者を併せて約2100名である。
- ・家庭児童相談の関係が4月以降12月までで121件、虐待関係の相談件数が4月から12月までで74件、合計195件の相談があった。受理・処理の件数とは異なる。
- ・要対協関係にある児童生徒は、様々なことが複雑に影響をしていることが多いと感じている。また、そのような背景が場合によっては、いじめの被害者になったり加害者になったりということも少し影響していると思う。また、虐待の関係だと子どもに特性がある場合もあるので、学校のいじめの中で裏側に家庭環境も疑われる場合は、積極的に子ども家庭センターに連絡がほしい。

(5) 家庭教育指導員より

- ・各学校で、きめ細かく対応していることがわかった。先生方の意識を高めるためにアンケートをしている等の取組が発表された。教員の意識があがっていくことだと思う。いじめを認知するかどうかは問題ではないが、話題にしていくことが、先生方の意識があがることだと思う。各学校で今日の会議の情報共有をしてほしい。

(6) 市小中校長会より

- ・市の方々を含めた関係機関の助言や指導、貴重な話があった。各学校で会議の内容の紹介をし、今後に向けて新しい取組を進めていってほしい。

いじめ調査

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

※本調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査です。

(1) 認知件数、解消率及びアンケート調査実施率

	令和5年度	令和4年度	増 減
全 国	732,568	681,948	+50,620
千葉県	54,455	52,720	+1,735
鴨川市	208	172	+36

千葉県のいじめの認知件数は、中学校、高等学校及び特別支援学校の全ての校種において増加した。いじめの態様については、全ての校種で、「冷やかしやからかい、悪口」が最も多く、約44%となっている。2番目に多いのは、小・中学校共に「軽くぶつかられる、叩かれる等」であった。3番目に多いのは、小・中学校共に、「仲間はずれ、集団による無視」であった。鴨川市もいじめの態様については、同様な傾向であった。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめ重大事態の校種別発生件数

校種	5年度					4年度					増 減				
	小	中	高	特	計	小	中	高	特	計	小	中	高	特	計
全国	548	491	259	8	1306	390	374	156	3	923	158	117	103	5	383
千葉県 公立	33	30	38	1	102	24	20	19	0	63	9	10	19	1	39

令和5年度の全国いじめ重大事態の校種別発生件数については、小学校が548件、中学校が491件発生している。令和4年度は小学校が390件で158件の増加、中学校が374件で117件の増加であった。また、千葉県の重大事態の校種別発生件数は、小学校が33件（前年度24件で9件増加）、中学校が30件（前年度20件で10件増加）という結果で全国・千葉県共に増加傾向にある。

※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため

の調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(4) いじめが解消している状態

- (ア) いじめに係る行為が3ヶ月（目安）止んでいる
- (イ) 当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面接等により確認）
「国のいじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）より

(5) 対策等

- (ア) いじめ防止基本方針及び各学校の基本方針による取組や対応策の推進。
- (イ) 教職員向けいじめ防止啓発資料リーフレットの作成・配付、研修で活用。
- (ウ) 道徳教育の充実及び「SOSの出し方教育」などにより、いじめの抑止及び相談に向けた取組の推進。
- (エ) 児童生徒へのアンケート調査や個人面談等、いじめ発見のための取組の充実。
- (オ) スクールカウンセラー、スクールロイヤー制度等を活用した教育相談体制の充実。
SNSを活用した相談事業「そっと悩みを相談してね 中高生「SNS相談@ちば」」の実施等による相談機関、相談機会の周知。
- (カ) いじめ防止啓発カード及びいじめ防止啓発リーフレットの活用。
- (キ) いじめ防止対策研修会への参加。研修内容を各学校で共有する。
（対象：令和元年度生徒指導主事、2年度管理職（中止）、令和3年度管理職）
- (ク) 市として指導主事の生徒指導会議参加、いじめ・体罰調査を毎学期実施。
- (ケ) 市主催の生徒指導担当者会議を開催し、情報交換、関係機関との連絡・連携を行う。

いじめ防止等のための対策の評価及び検証

鴨川市が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- 1 組織の設置について（詳細は資料参照）：資料A12 ページ
- 2 各種施策（詳細は資料参照）：資料A12～13 ページ
 - （1）相談体制の充実及び情報収集体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの配置等について、県教委へ要望
 - ・相談体制の強化。学校を中心に各種機関とのネットワークづくりの援助
 - （2）いじめの防止及び早期発見
 - ア 全ての学校を訪問し、いじめの防止及び早期発見のための手立てが適切に講じられているか等について、書類点検を通して把握し、指導助言を行う。
 - イ 各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会へ指導主事が参加する。（全ての学校を訪問する、指導・助言を行う）
 - ウ 情報交換および研修の場の確保として、年2回以上の生徒指導担当者会議（市教委主催）を実施する
 - エ 学期に1回以上のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への指導・助言を行う。
 - オ 欠席児童生徒に対する月例報告を実施することで、不登校児童生徒を正確に把握し、学校への指導・助言を行う。
 - カ 各校の相談体制を支援するとともに、相談機関等についての周知を学校を通じて行う。
 - キ 市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。
 - （3）人材の確保及び資質の向上
 - ・教職員の研修は、各校での実施を義務づけるほか、前述の生徒指導担当者会議（市教委主催）にて、各校担当者を対象とした研修を実施する。
 - （4）啓発
 - ・「いじめ防止月間（4月）」については、「広報かもがわ」に記事を掲載し、市民に向けても広く呼びかける。また、各学校では、学校だより等を通じて、保護者への啓発活動を行う。
 - （5）インターネットを通じて行われるいじめへの対策
 - ・関係機関等と連携して資料を配付する。また、各学校に対しては、計画的・継続的な情報モラル教育が実施されるよう、指導・援助する。
 - （6）調査研究（別紙資料）：資料A13 ページ
 - （7）財政措置（別紙資料）：資料A13 ページ

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

- ・各校が実施する生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会、学期に1回以上のいじめ調査を実施し、市内各校におけるいじめの状況を把握するとともに状況に応じて、学校への聞き取り調査・指導・助言を行っている。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめにより苦しんでいる児童生徒を救うために、どんな支援が必要なのかを吟味するため、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行っている。

市立学校が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

- ・各校で策定したいじめ防止基本方針は、各校のホームページやPTA総会で公開している。また、学校評価のアンケート項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に努めている。

2 組織の設置

- ・学校は、校長、教頭、生徒指導主任、学年所属職員、教育相談担当職員、養護教諭、関係職員、スクールカウンセラーを中心に校内生徒指導委員会、校内いじめ防止対策委員会を設置し、学級担任等一人の職員でいじめ問題を抱え込まないように情報の集約と共有化を図っている。
- ・生徒指導委員会の頻度（生徒指導情報交換会を含む）
小学校：月1回（東条小は学期に1回の実施でその他週1回の職員打合せで情報共有）
（長狭小は長狭中と一緒に週1回）
中学校：週1回または月2回（鴨川中、長狭中は週1回。安房東中は月2回）

3 各種施策

(1) いじめの防止

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。児童生徒会主体による全校集会や館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室の開催や人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促している。
- ・情報モラル教室（SNS）：講師は南房総教育事務所から派遣または人権擁護委員
小学校：5・6年生を中心に実施
中学校：中学1年生または中学2年生に実施
- ・SOSの出し方教育：市内全小中学校で4月に実施
実施の仕方：タブレットを使用したり、県教委からの手紙を配付したりしながら行っている。

(2) いじめの早期発見

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組んでいる。
- ・ いじめアンケート実施回数
9校が年間3回（主に1学期に1回実施）東条小は年間5回実施
各小中学校において、アンケートの筆跡からも児童生徒が悩みながら書いた等、感情が読み取れるかもしれないということであえて、デジタルではなく紙でのアンケートを実施。
- ・ 別紙資料を送付（本冊11ページ）各学校に毎学期のいじめアンケート送付の際各学校には、問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査のいじめの態様と整合性がとれるように報告を依頼した。
各学校で認知の仕方に乖離があるが、1月17日の鴨川市いじめ問題対策連絡協議会で各学校の認知の仕方について話題にすることができた。
- ・ 教育相談実施回数
年間2回：東条小、長狭小、天津小湊小
年間3回：江見小、鴨川小、西条小、田原小、鴨川中、長狭中、安房東中
実施方法：1学期は学級担任、2学期以降は担任または希望する職員が相談を受けている。
- ・ スクールカウンセラー面接（小学校：月2回勤務、中学校：毎週1回勤務）
全員面接：6校（江見小、鴨川小、田原小、長狭小、長狭中、安房東中）
希望面接：4校（東条小、西条小、天津小湊小、鴨川中）
- ・ 相談箱の設置の有無：市内全小中学校で設置済

(3) いじめへの対応

- ・ いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対しても、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導している。

(4) いじめの解消とは（別紙資料）：資料A16ページ

(5) いじめが起きた集団への働きかけ（別紙資料）：資料A16ページ

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ・ 千葉県の「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努めている。本年度の県から報告はゼロである。

保護者が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- ・ 各校で策定したいじめ防止基本方針は、PTA総会や各校のホームページで公開され、毎年PTA総会資料において確認されている。また、各学校評価アンケートに協力し、その評価結果を受け、学校と共に改善に努めている。

市民が実施するいじめ防止等の対策について（抜粋と解説）

- ・学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守り活動（学校支援ボランティア）を行っている。

重大事態について

- ・重大事態への対処（別紙資料）：資料 A 17 ページ

その他

- ・令和 6 年度 不登校児童生徒数（学年・男女別） 両面刷り別紙資料
小学校 6 年生から不登校の人数が増加している
- ・市内小中学校の不登校の状況とにじいろはうすの利用率
鴨川小と安房東中では、不登校の割合よりも「にじいろはうす」とつながっている児童生徒が多い傾向にある。

別紙

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の学校 7 頁

7. いじめの態様と整合性がとれるよう報告をお願いします。

以下の項目に該当する場合は、「いじめ」と判断してカウントをしてください。

区分
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ・仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 ・ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。 ・金品をたかられる。 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 ・その他

令和6年度指導の重点の具体化

生徒指導（小・中学校）

今年度の指導の重点

- (1) SOSの出し方教育と教育相談体制の充実
- (2) 多様な教育機会の確保等に向けた不登校児童生徒及び保護者への支援の充実
- (3) いじめ、暴力行為の未然防止
- (4) 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりの推進
- (5) 児童生徒を取り巻く課題の解決に向けた学校、家庭、関係機関、地域の連携強化

重点の具体化

(1) について

- ① SOSの出し方教育について、年間計画の中に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等を活用して実施する。
- ② 4月に教育相談強化期間を設定し、年度始めに、面談等で児童生徒の個々の悩み等を把握することと併せ、ゴールデンウィークや長期休業明けなどにも、教育相談週間を設定するなど、定期的な面談を通して児童生徒一人一人の状況を把握し児童生徒理解に努める。
- ③ 家庭との円滑な情報共有のもと、発達段階や生活環境等の状況を踏まえた児童生徒理解に努め、心身や環境等に係る課題を把握した際には、SCやSSW、関係機関と積極的に連携を図る。

(2) について

教育機会確保法、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針、条例等の趣旨を理解し、次の4点に努める。

- ① 既存の学校教育になじめない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくか検討し、なじめない要因の解消に努める。
- ② 不登校児童生徒が主体的に社会的自立に向かうよう、県が作成した指導資料等を活用するなど、不登校のきっかけや継続理由に応じた適切な支援を行う。
- ③ 不登校児童生徒とその保護者に対して、サポートガイド等を活用するなど、適切に情報が伝わる仕組みを確立し、個々の状況に応じて、教育支援センターや民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を有効に活用できるよう支援する。
- ④ HSC（ハイリーセンシティブチャイルド）への対応等、多様な児童生徒を受け入れる体制を整備し、学校内外の機関を活用した不登校児童生徒及び保護者への相談・支援を行う。

(3) について

- ① いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針に則り、アンケート調査や面談等を活用するなど早期発見に努め、校内いじめ対策組織の方針に基づき、組織による早期対応、継続的な支援・指導、丁寧な見守りにより解消に努める。
- ② 小学校における暴力行為が大きく増加していることから、県が作成したパンフレットを活用するなど学校の実態に応じた自発的啓発活動の実施や、幼保・小間の情報共有等による児童理解に努め、入学段階から小さな暴力も見逃さず、丁寧に教え諭すとともに個々の状況に応じた適切な指導を実施する（小・中間も同様とする）。
- ③ いじめの重大事態が増加していることから、県が作成したパンフレットを活用するなどして、いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成や組織的対応について、教職員の資質向上に一層努める。
- ④ 低年齢化しているネット上の問題行動に対して、教職員の理解の促進、児童生徒及び保護者への情報モラル教育・啓発の実施の早期化を図るとともに、予防的措置の具体化に努める。
- ⑤ 指導を必要とする児童生徒の心身の発達の段階や特性等の理解を深めるとともに、組織的な体制のもと、計画的に、法教育や規範意識、人権意識を高める取組を行うなど、暴力行為等の問題行動の未然防止に努める。

(4) について

① 教科の指導においては、生徒指導の実践上の視点である、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりを行う。

※授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場であること、また、教科の目標等は、学校教育全体の目標を踏まえたものになっており、生徒指導の目的と重なり合うものがあることを踏まえ推進する。

- ② 授業規律を確立するとともに、児童生徒の特性や場面に応じたコミュニケーションスキルの向上に努める。

(5) について

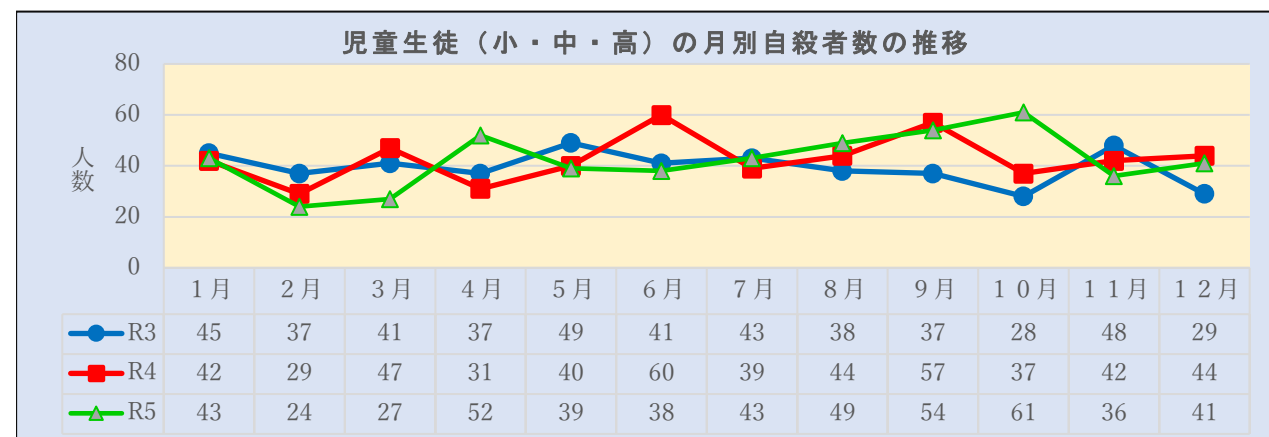
- ① 法や心理、福祉等の専門的知見を効果的に活用し、関係機関との協働を進め、チーム学校としての生徒指導体制のもと、児童生徒及び保護者への支援に当たる。
- ② 積極的に生徒指導の方針等を保護者や地域住民に説明し、連携・協働のためのネットワークづくりに努める。
- ③ 虐待の恐れのある児童生徒の早期発見や、ヤングケアラー等の理解を深めるとともに、学校間、市町村の関係部局、児童相談所、警察等の関係機関と情報共有し、連携して当該児童生徒の安全を最優先とした対応に努める。

令和 6 年度 生徒指導の重点目標

1 SOSの出し方教育
と教育相談体制の充実2 多様な教育機会の確保等
に向けた不登校児童生徒及び
保護者への支援の充実3 いじめ、暴力行為
の未然防止4 教科の指導と生徒指導を
一体化させた授業づくりの推進5 児童生徒を取り巻く課題の
解決に向けた学校、家庭、
関係機関、地域の連携強化

重点目標1 SOSの出し方教育と教育相談体制の充実

【背景】いじめられた児童生徒の相談の状況のうち「誰にも相談していない」は、令和4年度、千葉県公立学校において1,680件であり、前年度よりも411件増加しており、引き続き取組を推進していく必要がある。（※1）。厚生労働省・警察庁の調査によると、令和5年の児童生徒の自殺者数は、過去最多となった令和4年と同水準であり、特に、女子中高生の自殺者数が増加するなど、極めて憂慮すべき状況にある。これらを踏まえた相談環境の整備が急務である。



（出典）厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」（暫定値）及び「自殺の統計：各年の状況」（確定値）を基に文部科学省において作成。

学校が行うべき具体的なこと

- ① SOSの出し方教育について、年間計画の中に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料（※2）等を活用して実施する。
- ② 4月に教育相談強化期間を設定し、年度始めに、面談等で児童生徒の個々の悩み等を把握することと併せ、ゴールデンウィークや長期休業明けなどにも、教育相談週間を設定するなど、定期的な面談を通して児童生徒一人一人の状況を把握し児童生徒理解に努める。
- ③ 家庭との円滑な情報共有のもと、発達段階や生活環境等の状況を踏まえた児童生徒理解に努め、心身や環境等に係る課題を把握した際には、SCやSW、関係機関と積極的に連携を図る。

重点目標2 多様な教育機会の確保等に向けた不登校児童生徒及び保護者への支援の充実

【背景】教育機会確保法（※3）を受けた基本指針（※4）において、「不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進」の中で、次の3点を柱とする「不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保」が明示された。

民間団体等による支援の推進

多様で適切な学習活動の重要性

休養の必要性を踏まえた支援

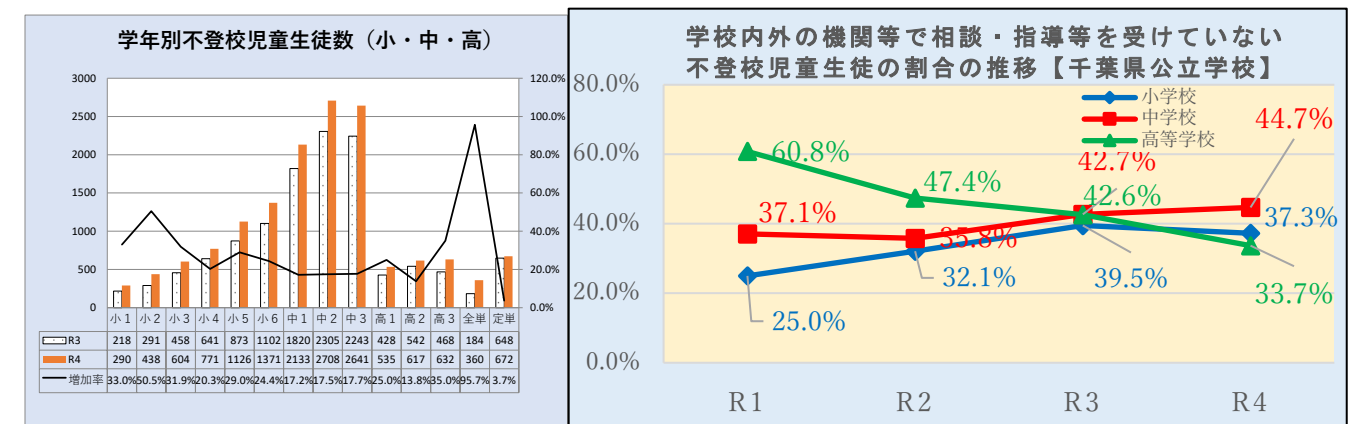
さらに、文部科学省の通知（※5）により、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が以下のとおり示された。

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

本県においても、これらを踏まえた、条例（※6）が、令和5年4月1日に施行され、条例に基づき令和6年3月に基本方針を策定したところである。（※7）

不登校児童生徒数は、学年が上がるごとに増加する傾向にあるが、増加率で見ると、小学2年生と高校3年生が高い傾向にある。小学校と幼稚園等の連携の強化や教育相談体制の充実に努める必要があると考えられる。

一方、本県公立学校において、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合が、高い値で推移しており（※1）、上記法、指針、条例及び通知を踏まえた対応の一層の推進が必要と考えられる。



学校が行うべき具体的なこと

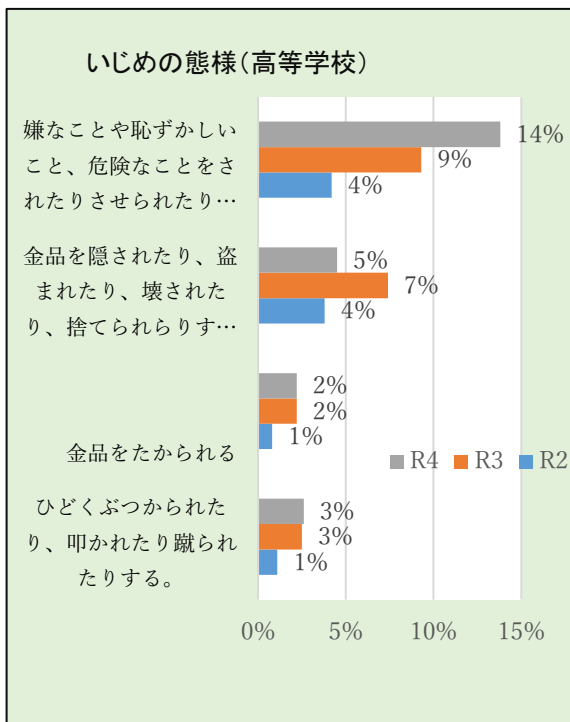
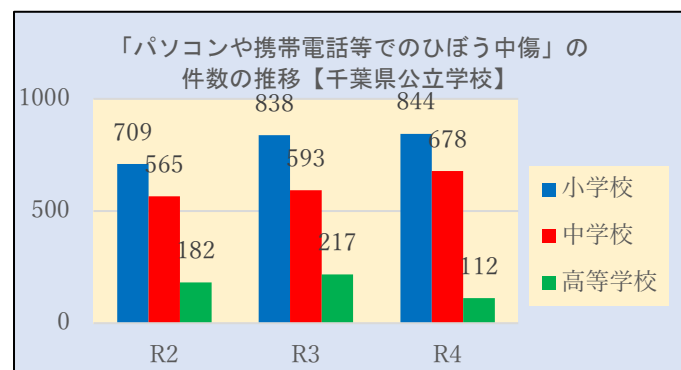
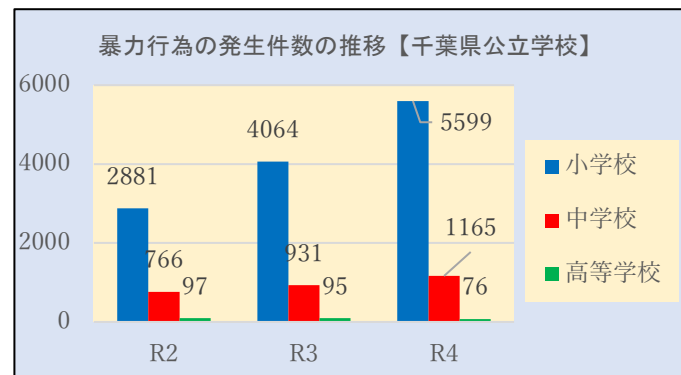
教育機会確保法、基本指針、条例、基本方針等の趣旨を理解し、次の4点に努める。

- ① 既存の学校教育になじめない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくか検討し、なじめない要因の解消に努める。
- ② 不登校児童生徒が主体的に社会的自立に向かうよう、県が作成した指導資料（※8）等を活用するなど、不登校のきっかけや継続理由に応じた適切な支援を行う。
- ③ 不登校児童生徒とその保護者に対して、県が作成したサポートガイド（※9）等を活用するなど、適切に情報が伝わる仕組みを確立し、個々の状況に応じて、教育支援センターや民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を有効に活用できるよう支援する。
- ④ HSC（ハイリーセンシティブチャイルド）への対応等、多様な児童生徒を受け入れる体制を整備し、学校内外の機関を活用した不登校児童生徒及び保護者への相談・支援を行う。

重点目標3 いじめ、暴力行為の未然防止

【背景】令和4年度の本県公立学校における「いじめの認知件数」は52,720件であり、全国的にも高い数値となっている（※1）。認知件数が多いことについては、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている（文部科学省）」と捉え、今後もこの姿勢を継続したい。いじめの態様の中では、小・中学校において、「パソコンや携帯電話等でのひぼう中傷」の件数が増加している。高等学校においては、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりしている」内容が増加傾向にある。

また、比較的軽微ないじめを発端として重大事態に発展した事案も年々多くなっており、事態を重篤化させないためにも、未然防止に加え、初期対応、つまり予兆の段階で積極的に認知して対応することが極めて重要である。



学校が行うべき具体的なこと

- いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針に則り、アンケート調査や面談等を活用するなど早期発見に努め、校内いじめ対策組織の方針に基づき、組織による早期対応、継続的な支援・指導、丁寧な見守りにより解消に努める。
- 小学校における暴力行為が大きく増加していることから、県が作成したパンフレット（※10）を活用するなど学校の実態に応じた自発的啓発活動の実施や、幼保・小間の情報共有等による児童理解に努め、入学段階から小さな暴力も見過ごさず、丁寧に教え諭すとともに個々の状況に応じた適切な指導を実施する（小・中間も同様とする）。
- いじめの重大事態が増加していることから、県が作成したパンフレット（※11）を活用するなどして、いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成や組織的対応等について、教職員の資質向上に一層に努めること。
- 低年齢化しているネット上の問題行動に対して、教職員の理解の促進、児童生徒及び保護者への情報モラル教育・啓発の実施の早期化を図るとともに、予防的措置の具体化に努める。
- 指導を必要とする児童生徒の心身の発達の段階や特性等の理解を深めるとともに、組織的な体制のもと、計画的に、法教育や規範意識、人権意識を高める取組を行うなど、暴力行為等の問題行動の未然防止に努める。

重点目標4 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりの推進

【背景】児童生徒の問題行動や不登校の背景は複合的であるが、学業の不振もその要素として大きな比重を占めている。教科の指導を通して、自己実現を図るための自己指導能力の育成を目指した生徒指導を推進する必要がある。

学校が行うべき具体的なこと

- 教科の指導においては、生徒指導の実践上の視点である、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりを行う。

※授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場であること、また、教科の目標等は、学校教育全体の目標を踏まえたものになっており、生徒指導の目的と重なり合うものがあることを踏まえ推進すること。
- 授業規律を確立するとともに、児童生徒の特性や場面に応じたコミュニケーションスキルの向上に努める。

重点目標5 児童生徒を取り巻く課題の解決に向けた学校、家庭、関係機関、地域の連携強化

【背景】いじめや不登校、虐待など、児童生徒が抱える課題は、児童生徒を取り巻く様々な環境の影響によっており、医療や心理面に関する専門的な判断の必要性や、福祉面での関係機関との連携の必要性などが高まっている。学校は、関係機関との情報共有を積極的に図り、切れ目のない支援に努める必要がある。

学校が行うべき具体的なこと

- 法や心理、福祉等の専門的知見を効果的に活用し、関係機関との協働を進め、チーム学校としての生徒指導体制のもと、児童生徒及び保護者への支援に当たる。
- 積極的に生徒指導の方針等を保護者や地域住民に説明し、連携・協働のためのネットワークづくりに努める。
- 虐待の恐れのある児童生徒の早期発見や、ヤングケアラー等の理解を深めるとともに、学校間、市町村の関係部局、児童相談所、警察等の関係機関と情報共有し、連携して当該児童生徒の安全を最優先とした対応に努める。

※1 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※2 令和元年4月11日付け教児生第32号「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」の実施について（依頼）」
令和元年11月26日付け教児生第309号「児童生徒に対する「SOSの出し方教育」指導資料について（送付）」

※3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成29年2月施行）

※4 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文部科学大臣決定）

※5 令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

※6 「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」（令和5年4月1日施行）

※7 「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針」（令和6年3月策定）

※8 「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」（平成30年3月）

※9 「千葉県版多様な教育機会の確保のためのサポートガイド」（令和6年4月）

※10 「教職員向け生徒指導パンフレット 児童生徒の暴力行為の現状と対策について」（令和3年12月）

※11 「教職員向け生徒指導パンフレット いじめの重大事態の分析」（令和4年12月）

注



文部科学省
国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

※最新版を、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf> から、直接にダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!

学校の「組織」で行う
いじめ「認知」の手順

Leaf.19

生徒指導・進路指導研究センター

いじめか否かは、「組織」で判断する

しかし、日々発生する様々な事案全てを、「組織」の全メンバーが毎日のように顔をそろえて検討できる学校は限られます。かと言って、個々の教職員がいじめと判断したものだけを報告するというのでは、法律の趣旨に反します。

そこで、「組織」による「認知」を機動的に行うために、メンバーの中に「集約担当」を置くことが考えられます。児童生徒のささいな変化に気づいたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた児童生徒の氏名とともに、「集約担当」に速やかに伝えます。

「集約担当」は、毎日、放課後に、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断（「組織」を招集して検討、2～3日様子を見る、一過性のトラブルとして記録のみ、等の対応の仮仕分）を行い、校長の承認を得て実行に移します。必要なら、関係教職員からの聞き取り等も行っておきます。

「組織」を招集した場合には、「組織」としての調査等を経て、いじめか否かを判断します。いじめと「認知」した場合、速やかに教育委員会に報告します。

- ◆機動的に対応できるように、「組織」のメンバーの中から「集約担当」を決め、日々の情報を整理・記録・集約する。
- ◆「集約担当」が、各事案の緊急性に応じた対応の仮判断を行うが、最終的には校長の承認を得た上で、実行に移す。

まずは、ささいな情報全てを「集約担当」に集める

様々な教職員が様々な場面で気付いた児童生徒の変化やトラブルの全てが、「組織」の「集約担当」に集まるようにします。

「組織」としての検討の必要性を仮判断する役割が、「集約担当」

「いじめ防止対策推進法」は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」（第22条）と定めています。

この「組織」が、各学校の策定した「学校いじめ防止基本方針」に従って、いじめの未然防止から事後対応等に至るまでの様々な取組を推進する母体となります。そのメンバーには、管理職を始め、生徒指導の担当者はもちろん、教務主任や養護教諭等までも含まれてくることでしょう。さらに、学校外の専門家もメンバーに入ることも少なくないでしょう。

しかし、この「組織」のフルメンバーで日々のトラブル全てを検討することは現実的ではありません。そこで、「集約担当」を置いて対応の仮仕分に当たらせることが考えられます。

「組織」の招集等の仮判断を「集約担当」が行う

集められた情報はパソコンやファイルでデータベース化し、初発なのか再発なのか、複数の教職員が情報を寄せているのか等も含め、どのように対応するかを仮決めします。

緊急性によって対応を仮仕分

「集約担当」は、寄せられた情報を整理し、緊急性の度合いに応じて、対応を判断していきます。必要であれば、報告者に対する確認や関係者からの聞き取り等を行います。

例えば、児童生徒によく見られるトラブル（消しゴムのカスを投げられた、悪口を言われた、髪の毛を引っ張られた、等）で初発のケースであれば、学級担任等からその時の状況となされた対処を聞き、3日後、1週間後などの期限を区切り、その後の様子を報告するよう指示します。

よくあるトラブルであっても、しつこく繰り返されていることが記録からうかがえるようなら、学級担任等だけで解決できる事案ではないと判断し、複数の教職員で関わる、スクールカウンセラー等に頼む、等の対応を考えます。「組織」の学校内メンバーによる定例会（例えば、毎週金曜日）の際に話題として取り上げ、対応を決めることもあり得ます。

もし、トラブルの緊急性が高いと判断した場合には、速やかに「組織」の学校内メンバーを招集します。その程度によっては、学校外のメンバーを含むフルメンバーの招集も視野に入れます。

いずれの対応をとるにしても、最終的に校長が判断を下します。

招集された「組織」のメンバーでいじめか否かを判断

「組織」のメンバーが集まり、そのトラブルがいじめか否か、今後、どう対応すべきかを話し合います。いじめと「認知」したら、速やかに教育委員会に報告します。

追加の情報収集等を含めて判断

いじめか否かの判断や、今後の対応等を決めるに当たり、十分な情報がないようなら、被害者や加害者、その保護者等も含め、事実関係を調査します。国のいじめ防止基本方針とともに公表された『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』の「(3) いじめに対する措置」を参考に、いじめに準ずる形で調査を行いましょう。

★いじめられた児童生徒又はその保護者への支援（上記『ポイント』より抜粋）

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

◆いじめと判断された場合には、速やかに教育委員会に報告するとともに、被害者や加害者、いじめが起きた集団に対する措置をとる。

★ワンポイント・アドバイス★

いじめの初期段階は、よくあるささいなトラブル

いじめ、とりわけ「暴力を伴わないいじめ」の場合、その始まりは児童生徒の間でよく見られるトラブルです。それがその後 에스カレートして深刻ないじめへと発展するかどうかについては、その段階で見極めることはできません。風邪をこじらせて肺炎になり、死に至ったような場合であっても、ひき始めの段階では単なる風邪でしかないのと同じです。つまり、いじめの「早期発見」というのは、風邪で言うならひきはじめの段階から見過ごさないということであり、更に言うなら、未然防止が最も効果的ということなのです。

しかしながら、幾ら未然防止に力を注いでも、やはりささいなトラブルは生じます。学校は成長途上にある子供が集まる場所ですから、トラブルが起きないはずがありません。その中には 에스カレートしていじめになっていくものもあります。ですから、できるだけ早い段階から、いじめではないかと疑い、適切に対応していくことが求められているのです。このように考えて対応を進めるなら、たとえ「いじめのない学校」を目指して熱心な取組を行っていたとしても、「認知件数^{ゼロ}0」と報告できるのは極めてまれなことと言えるでしょう。

そもそも「認知件数」とは、深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字、ということではありません。むしろ、いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」なのです。

つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告、ということです。ですから、重大事態の件数の増加は問題でも、「認知件数」の増加は必ずしも問題とは限らないのです。

同じ出来事に対する教職員の反応には、一つの学校の中でも温度差があります。ある教職員がいじめと判断しても、別の教職員はそのようには判断しない場合もあり得ます。そうした温度差が対応の差を生み、いじめ等が放置されていくようでは困ります。

そうした問題をなくすには、二つの方法が考えられます。

一つは、いじめか否かを発見者の個人的な判断に委ねることなく、「組織」で行うということ。このリーフで紹介しているような手順を徹底することです。

もう一つは、いじめという事象に対する認識の共有を図るような校内研修の実施です。当センターで作成した「いじめに関する研修ツール Ver.2」を用いた校内研修の実施は、そうした温度差をなくし、教職員が同一歩調を取れるようにする上で有効な手立ての一つです。

★当センターで作成した調査研究報告書等一覧：<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>



文部科学省
国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

編集 生徒指導・進路指導研究センター
TEL 03-6733-6880
FAX 03-6733-6967
初版発行 平成27年11月

児童（小学4年～6年）生徒及び保護者の皆様

そっと悩みを相談してね

小中高生「SNS相談@ちば」

相談期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)の毎週火曜日、木曜日、日曜日

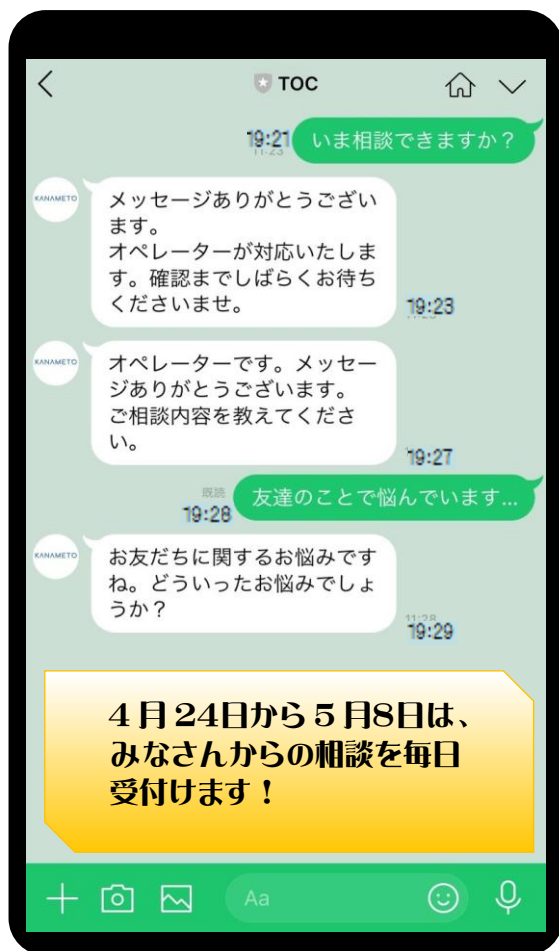
相談時間は、18時～22時です。

以下の期間は、相談体制を強化し、毎日相談を受け付けます。

4月24日(水) ～ 5月8日(水)

・8月23日(金)～9月7日(土) ・1月4日(土)～1月11日(土)

県内の小学4年生から高校3年生まで（18歳以下）を対象に、LINEを使った相談窓口を開設しています。面と向かっては相談できないこと、思い悩んでいることがあれば、どのようなことでも気軽に相談してください。専門のカウンセラーが、みなさんの悩みに応えます。



SNSで悪口を書かれています

家族とうまくいなくて孤立している

自分の性格や容姿のことで悩んでいます

成績や進路のことが心配で...

先生と考え方が合わなくて悩んでいます

友だちがいじめられているのだけど...

こんなこと言われたけど、これってセクハラですか？

クラスで冷たくされてつらい

左に書いてある手順で登録できるよ。
今は悩みがなくても、困った時にすぐ相談できるように登録しておいてね。

右の二次元コードを読み取る

「SNS相談@ちば」を「友だち追加」

「トーク」でメッセージを送る



二次元コード



子どもと親のサポートセンター
キャラクター

千葉県教育委員会

悩んでいる、気持ちが落ち込む、落ち着かない、いらいらする、
やる気がおこらない、眠れない、食欲が出ない…

こんなとき、誰かと話をするとう気持ちがすっきり
したり、ほっとしたり、楽になることがあります。



自分の気持ちに違和感があったときはSNS相談をはじめ電話や
対面などたくさんの相談方法がありますのでぜひ利用してください。

※なお、携帯電話の購入を勧めるものではありません。また、携帯電話
話の使い方には十分注意し、マナーをしっかりと守りましょう。

～ 相談窓口 ～

24時間子供SOSダイヤル（全国共通） 0120-0-78310

千葉県子どもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446

ワンストップ・オンライン相談（月～金9:00～17:00）

千葉県子どもと親のサポートセンターホームページで予約できます。

ZOOMを使って相談できます。会話でもチャットでもできます。

Eメール相談 saposoudan@chiba-c.ed.jp

子どもの人権110番（全国共通）（千葉法務局内 月～金8:30～17:15）

0120-007-110

ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター 月～金9:00～17:00）

0120-783-497

千葉いのちの電話（24時間）

043-227-3900

チャイルドライン千葉（月～土16:00～21:00） 0120-99-7777

ライトハウスちば（千葉県子ども・若者総合相談センター 火～日10:00～17:00）

043-420-8066

よりそいホットライン（24時間）

0120-279-338

千葉県精神保健福祉センター（平日9:00～18:30）

こころの電話相談 月～金9:00～18:30

043-307-3360



令和6年度 鴨川市いじめ問題対策調査会

【資料A】

- | | | |
|---|-----------------|---------|
| 1 | 鴨川市いじめ防止対策推進条例 | P 1 ～ 5 |
| 2 | 鴨川市いじめ問題対策調査会規則 | P 6 |
| 3 | 鴨川市いじめ防止基本方針 | P 7 ～19 |
| 4 | 鴨川市いじめ防止基本方針概要版 | P 20～23 |

○鴨川市いじめ防止対策推進条例

平成28年3月24日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例(平成26年千葉県条例第31号)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、及び市の施策に関する基本的な事項を定め、並びにいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (5) 市立学校 鴨川市立小学校設置条例(平成17年鴨川市条例第75号)第2条に規定する小学校及び鴨川市立中学校設置条例(平成17年鴨川市条例第76号)第2条に規定する中学校をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童等を現に監護する者をいう。
- (7) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、関係機関と連携して、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(学校の設置者の役割)

第6条 学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守りを行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると思料する場合には、市、学校その他の関係機関に情報を提供するよう努めるものとする。

(市立学校及びその教職員の役割)

第9条 市立学校及びその教職員は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校においていじめが発生した場合又はその疑いがある場合には、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 市立学校は、いじめの防止等に当たり、その教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第10条 市は、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針として、本市の実情に応じ、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「市いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市は、市いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、法第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針(以下「国いじめ防止基本方針」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例第11条第1項の規定により千葉県が定める県いじめ防止基本方針(以下「県いじめ防止基本方針」という。)を参酌するものとする。

3 市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- (2) いじめの防止等のための対策に関する事項
 - (3) いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項
 - (4) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
- 4 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 5 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。
(市立学校いじめ防止基本方針)

第11条 市立学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針として、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(相談体制及び情報収集体制の充実)

- 第12条 市は、児童等、保護者、市立学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心していじめに関する相談を行うことができる体制の充実を図るものとする。
- 2 市は、迅速かつ適切にいじめの防止等のための対策を実施するため、関係機関と相互に連携し、いじめに関する情報の収集を行うことができる体制の充実を図るものとする。
(いじめの防止及び早期発見)

- 第13条 市は、児童等が自らいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が相互に良好な関係を築くことができる取組その他いじめの防止のための対策を実施するものとする。
- 2 市は、いじめへの対処を迅速かつ適切に行うため、いじめの早期発見のための対策を実施するものとする。
(人材の確保及び資質の向上)

第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめへの対処が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 市立学校の教職員の資質の向上を図るための研修の実施
 - (2) いじめへの対処に関し助言を行うための人材の確保及び市立学校の求めに応じた当該人材の派遣
 - (3) その他いじめへの適切な対処に必要な施策
- (啓発)

第15条 市は、いじめが児童等の心身の健全な成長に与える影響、いじめの防止の重要性、いじめに関する相談及び救済の制度等について、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第16条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、関係機関と連携し、必要な教育及び啓発活動その他の施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(鴨川市いじめ問題対策連絡協議会)

第18条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、法第14条第1項の規定により、学校、鴨川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関により構成する、鴨川市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(鴨川市いじめ問題対策調査会)

第19条 いじめの防止等のための対策を効果的に実施し、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)を置く。

2 対策調査会は、次に掲げる事項を行う。

(1) いじめの防止等に関する調査研究

(2) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

(3) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)が市立学校で発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査

3 対策調査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、いじめの防止に関し専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 対策調査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

7 会長は、対策調査会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 対策調査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

10 対策調査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

11 対策調査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 前各項に定めるもののほか、対策調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(重大事態への対処等)

第20条 市は、重大事態が市立学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第5章に規定する重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止(以下「重大事態への対処等」という。)を迅速かつ適切に実施するものとする。

(市長の調査)

第21条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処等のために必要があると認めるときは、第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により、第19条第2項第3号の確認並びに調査及び審査の結果について調査を行うものとする。

(守秘義務)

第22条 いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(財政措置)

第23条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○鴨川市いじめ問題対策調査会規則

平成28年3月31日

教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市いじめ防止対策推進条例(平成28年鴨川市条例第2号。以下「条例」という。)第19条第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する鴨川市いじめ問題対策調査会(以下「対策調査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(委員が有すべき専門的な知識)

第2条 条例第19条第4項に規定する委員が有すべき専門的な知識は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する知識又は教育委員会が必要と認める知識とする。

(除斥)

第3条 対策調査会は、委員が条例第19条第2項第3号に掲げる確認並びに調査及び審査(以下「調査等」という。)の対象となった重大事態について人間関係又は利害関係を有する等当該調査等の公平性又は中立性が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該委員を当該調査等に参加させないものとする。

(庶務)

第4条 対策調査会の庶務は、学校教育課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策調査会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鴨川市いじめ防止基本方針

平成28年10月
鴨川市・鴨川市教育委員会
(最終改定 平成31年3月)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではありません。

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであること、また誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識する必要がある、いじめを許さない人間関係づくりや集団づくりを通して、いじめの防止や早期発見、早期対応の対策を講ずることが大切です。

また、いじめを防止するためには、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者が一体となって課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し「いじめを許さない風土づくり」を進めていく必要があります。

そこで、市は、鴨川市いじめ防止対策推進条例（平成 28 年鴨川市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鴨川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定します。

目 次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	4
1 いじめの定義	4
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
3 市いじめ防止基本方針策定の目的	5
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
市が実施する対策	5
1 組織の設置	5
(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置	5
2 各種施策	5
(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実	5
(2) いじめの防止及び早期発見	5
(3) 人材の確保及び資質の向上	6
(4) 啓発	6
(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策	6
(6) 調査研究	6
(7) 財政措置	6
3 いじめへの対応	6
(1) いじめに対する措置	6
(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応	6
市立学校が実施する対策	7
1 市立学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 組織の設置	7
3 各種施策	8
(1) いじめの防止	8
(2) いじめの早期発見	8
(3) いじめへの対応	8
(4) いじめの解消とは	9
(5) いじめが起きた集団への働きかけ	9
(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	9
保護者の役割	9
市民の役割	9
重大事態への対処	10
1 重大事態の発生と調査	10
(1) 重大事態の意味	10
(2) 重大事態を認知した場合の対応	10

(3) 調査主体	10
(4) 調査について	10
(5) 調査を行うための組織	11
(6) その他の留意事項	11
(7) 情報提供及び調査結果の報告	11
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	11
(1) 再調査	11
(2) 再調査の実施方法	11
(3) 再調査の結果を踏まえた支援等	11
第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項	11
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	12
1 調査結果等の資料の保存について	12
2 市いじめ防止基本方針の見直しについて	12
3 その他の留意事項	12

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）を参照。

このことから、個々の行為がいじめに当たるか否かは、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。児童生徒によっては、いじめを受けていることを相談しにくい気持ちや、気づいてほしいという思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することが大切である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する事案であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに他の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、すぐにいじめを行った者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を取り戻した場合においては、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に相談をし、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校組織として情報共有することは必要である。

いじめの認知は、特定の教職員ではなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用することとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許さない」態度を身につけ、「いじめをしない」「いじめを放置しない」「いじめを見逃さない」勇気を持つなど、一人一人の人権意識と道徳性を高めていくことが必要である。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の不断の努力でいじめ問題克服を目指さなければならない。

○ 鴨川市いじめ防止対策推進条例

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であることを正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として実施されなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であ

ることを認識して、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市いじめ防止基本方針は、上記基本理念を実現するため、以下の事項を目的とする。

- いじめの防止等のための対策については、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら社会全体で進める。
- 法及び条例により規定されたいじめの防止等のための対策を推進するための基本事項を定めることにより、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためには、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、それぞれの役割を自覚し、実行することが大切である。

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、鴨川市立小中学校（以下「市立学校」という。）、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長及び教育委員会により構成される鴨川市いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施するとともにいじめについて専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として、鴨川市いじめ問題対策調査会（以下「対策調査会」という。）を設置する。対策調査会は、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する識見を有する者又は教育委員会が必要と認める者で構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

いじめの防止、早期発見、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援及びいじめを行った者等に対する適切な指導と支援を行うため、スクールカウンセラーの配置等いじめに関する通報や相談体制の充実、学校、保護者、地域住民その他関係機関の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

(2) いじめの防止及び早期発見

ア 市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道徳教育や人権教育等の指導体制が、系統的・機能的に組織されているかを確認し、指導する。また、体験的な活動が全ての学年において効果的・計画的に実施されているか確認し、指導する。

イ 市立学校の生徒指導に関する会議や研修会等に積極的に参加し、具体的な施策等についての指導・支援を行う。

ウ 定期的に生徒指導担当者会議を開催し、市立学校間の情報交換及び研修会を実施する。

エ 定期的ないじめ調査や聞き取り調査等を実施し、交友関係や人間関係、いじめの実態を把握する。

オ 長期欠席児童生徒に対する月例調査を実施し、不登校などの長期欠席の状況を把握し、児童生徒の欠席の背景を分析する。

カ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないように、気軽に相談できる体制を市立学校に整えるとともに、相談機関について各家庭に周知させる。

キ 就学前において、自己肯定感を高め自信を持たせたり、また、他者を尊重することを学ぶことにより、いじめの未然防止につながることが期待される。市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。

(3) 人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報その他の手段により必要な啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、いじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

いじめの防止等のための対策の実施状況等について、関係機関と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、市立学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について必要があると認めるときは自ら調査を行う。

イ 教育委員会は、市立学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

ア いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対

応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。

イ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、市立学校での適切な指導・支援やいじめを受けた者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、いじめの防止等のための対策について、当該市立学校の実情に応じ、市立学校いじめ防止基本方針を定める。策定した市立学校いじめ防止基本方針については、市立学校のホームページなどで公開する。

また、市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見、事案対処のマニュアルの実行、定期的、必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえた改善に取り組むよう努めなければならない。

2 組織の設置

市立学校は、複数の教職員によって構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ防止対策組織」という。）を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的知識を有する者の参加を求める。

また、当該組織は、市立学校いじめ防止基本方針を見直し、市立学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認や必要に応じた計画の見直しなど、市立学校のいじめ防止等の取組について、P D C Aサイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善 Action）で検証する。学校いじめ防止対策組織の役割は、以下のとおりである。

- 市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・共有と記録を行う役割
- いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告・相談しなければならない。この報告は、法第23条に規定されている義務であり、報告を行わないことは法律違反となる。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こり得るということを踏まえ、市立学校はいじめの防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

さらに、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- 館山人権擁護委員協議会鴨川部会と連携し、人権教室を開催するとともに、人権ポスター原画コンテストや中学校人権作文コンテストへの積極的な参加を促す。

- 児童会・生徒会を中心に「いじめ撲滅宣言」等への取組を実施する。

- ＊ 豊かな人間関係づくり実践プログラム

千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。

- いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・ 障害のある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・ 保護者が外国人である児童生徒
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・ 災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、全教職員が連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。そして教職員一人一人の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く鋭く保つ必要がある。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を守り通すことを最優先とする。また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を図ることを目的とした教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめが暴行や傷害犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単にいじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめの解消」とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導するとともに、安心して伝えられる態勢を整える。また、同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担している行為であることを理解させる。

なお、いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き観察を行い、心のケアや指導を継続して行うとともに、全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

インターネットや携帯電話を利用して行われるいじめに対しては、千葉県「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、早期発見・早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

保護者の役割

- 1 保護者は、保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように必要な指導を行う。
- 2 保護者は、保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたくないなどと考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

市民の役割

- 1 市民は、いじめの問題を社会全体に関する課題であるととらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行い、安心して過ごすことができる風土づくりに努める。

- 2 市民は、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられるときは、市、学校その他の関係機関に情報を提供するように努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

ア 法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

イ 法第 28 条第 1 項第 2 号の相当の期間については、国いじめ防止基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日間を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

なお、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえ、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに開くとともに、教育委員会に連絡し、いじめを受けた者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。

さらに、教育委員会と連携・協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、市立学校は、以下の方法で電話等により速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

市立学校 → 教育委員会 → 市長

*教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。(南房総教育事務所を経由する)

(3) 調査主体

市立学校から報告を受けた教育委員会は、当該重大事態の調査を行う主体を市立学校にするか、教育委員会にするかの判断を行い、事実関係を明確にするための調査を行う。その際、調査組織の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、教育委員会において調査を実施する。

(4) 調査について

調査に当たっては、国のいじめ防止等のための基本的な方針の内容により適切に実施し、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、市立学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

この調査は、市立学校と教育委員会が事実と正面から向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が、重大事態の案件の調査主体を行うときは、対策調査会を活用し、対策調査会長が会議を招集する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。これらの情報の提供に当たっては、市立学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものとし、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施することとする。

この場合の第三者とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性が確保されるよう配慮する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教職員・警察官経験者など外部専門家の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進める。

なお、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、広く周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

鴨川市いじめ防止基本方針【概要版】（最終改定 平成31年3月）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめが絶対に許されない行為であることを認識し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない環境整備に取り組んでいかなければならない。また、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下に、実施されなければならない。

3 市いじめ防止基本方針策定の目的

市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

市が実施する対策

1 組織の設置

(1) 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関する関係機関との連携強化を図るため設置する。市立学校、千葉地方法務局館山支局、君津児童相談所、鴨川警察署、市長等により構成する。

(2) 鴨川市いじめ問題対策調査会の設置

いじめの防止等のための対策を効果的に実施するとともに、専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として設置し、医療、心理、福祉、人権若しくは教育に関する識見を有する者等により構成する。

2 各種施策

(1) 相談体制の充実及び情報収集体制の充実

- ・スクールカウンセラーの配置等の相談体制の充実
- ・学校、保護者、地域住民等の連携の強化、体制の整備

(2) いじめの防止及び早期発見

- ・市立学校訪問等を通して、生徒指導体制及び道徳教育、人権教育等の指導体制を確認し、指導する。
- ・市立学校の生徒指導に関する会議、研修等に積極的に参加し、指導・支援する。
- ・定期的にいじめ調査等を実施し、交友関係や人間関係などのいじめの実態を把握する。
- ・いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、気軽に相談できる体制を整え、相談機関について各家庭に周知を図る。
- ・市や学校はいじめの未然防止に向け、幼児期においても発達段階に応じて幼児、保護者に対する取組を行う。

(3) 人材の確保及び資質の向上

教職員の研修を充実させ、資質能力の向上を図る。

(4) 啓発

4月を「いじめ防止啓発月間」とし、広報等により啓発活動を実施する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

いじめの防止と効果的な対処ができるよう関係機関と連携して、資料等を配布するなど啓発活動を実施し、児童生徒や保護者、教職員の意識を高める。

(6) 調査研究

対策の実施状況等について、調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努める。

(7) 財政措置

対策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめに対する措置

教育委員会は、市立学校からいじめの報告を受けたときは、必要な支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、必要があると認めるときは自ら調査を行う。

(2) 市立学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応

関係機関との連携の下、被害児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては、事情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的な指導及び支援するための必要な措置を講ずる。

なお、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を図ることが必要であることを市立学校に指導・助言する。

市立学校が実施する対策

1 市立学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校の実情に応じて定め、ホームページなどで公開する。また、市立学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

2 組織の設置

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置き、必要に応じて、心理や福祉等の専門的な知識を有する者の参加を求める。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、また、対応不要であると個人で判断せずに、全て当該組織に報告・相談しなければならない。当該組織は集められた情報を確実かつ適切に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが重要である。

3 各種施策

(1) いじめの防止

心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、道徳科の授業はもとより、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

○ いじめが生まれる背景には様々な要因があるが、特に、次のような事情がある児童生徒に対しては、教職員の正しい理解が必要である。

- ・障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
- ・保護者が外国人である児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

・災害や事故により被災し、避難している児童生徒

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に対応する。そのためには、教職員の資質を高め感性を磨くとともに、児童生徒との信頼関係の構築に努める。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合、いじめの通報を受けた場合、学校いじめ防止対策組織に速やかに報告し、被害児童生徒を最優先に保護し、状態に応じた継続的な指導・支援を行う。また、加害児童生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消とは

いじめは、単にいじめを行った者からいじめを受けた者への謝罪をもって解消とすることはできない。「いじめの解消」とは少なくとも次の2点が満たされている必要がある。

また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

ア いじめに係る行為がやんでいること

いじめの行為（インターネットを通じた行為を含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等により更に長期を要する場合も考えられる。

イ いじめを受けた者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた者が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに気づいた児童生徒に対しては、いじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。いじめが解消したとみられる場合でも、心のケアや指導を継続的に行う。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

千葉県「ネットパトロール事業」等から情報を得るなど、早期発見、早期対応に努める。

保護者の役割

保護する児童生徒に対し、日頃からいじめが絶対許されない行為であることを理解させ、いじめを行うことがないように、必要な指導に努める。

いじめを受けた場合は、生命及び心身を保護することを最優先する。

市民の役割

いじめの問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校や保護者と協力し、地域の児童生徒に対する見守りを行う。もし、いじめを発見した場合又はその疑いがあると感じられたときは、市、学校、その他の関係機関に情報を提供するように努める。

重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などを想定する。

(2) 重大事態を認知した場合の対応

重大事態の疑いが生じた時点で、市立学校は、学校いじめ防止対策組織を速やかに

開くとともに、教育委員会に連絡し、いじめを受けた者等の安全確保とケアを最優先させた組織的対応を一貫して行う。その後、重大事態と認められる場合、教育委員会は、市長に報告するとともに、県教育委員会に情報を提供する。

(3) 調査主体

教育委員会は、調査主体を市立学校にするか、教育委員会にするかを判断する。

なお、従前の経緯や児童生徒又は保護者が望む場合は、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査について

事実関係を明確にするため、国のいじめ防止等のための基本的な方針の内容により調査を実施する。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会が調査主体に当たるときは、対策調査会を活用する。

(6) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して出席停止措置の活用、就学校の指定の変更等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(7) 情報提供及び調査結果の報告

市立学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を情報提供する。

調査結果について、市立学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

結果報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を行う。

(2) 再調査の実施方法

再調査の実施については、市長が専門的な知識及び経験を有する第三者の意見を求めながら調査を行う等の方法により実施する。

(3) 再調査の結果を踏まえた支援等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために、県教育委員会と連携し、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家等の派遣等の支援を行う。

第3章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証に関する事項

教育委員会は、毎年度、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を対策調査会に提出し、審議を受け、各種施策の改善を進めるとともに、対策調査会の提言等は、ホームページ等を活用し、周知させる。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査結果等の資料の保存について

調査結果等の資料については、市の定める文書の保存に関する規則等に従い適切に取り扱う。

2 市いじめ防止基本方針の見直しについて

市いじめ防止基本方針は、対策調査会によるいじめの防止等のための対策の審議に基づき、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施し、内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知させる。

3 その他の留意事項

この基本方針に定めのない事項は、国いじめ防止基本方針に準じて、取り扱う。

令和6年度

鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

【資料B いじめ問題対策連絡協議会について】

1	鴨川市いじめ問題対策連絡協議会次第	P 1
2	鴨川市いじめ問題対策連絡協議会委員	P 2
3	報告及び情報交換	P 3
4	令和6年度いじめ状況調査	P 4～7
5	鴨川市いじめ状況調査(年度別)	P 8
6	鴨川市立江見小学校	P 9
7	鴨川市立鴨川小学校	P 10
8	鴨川市立東条小学校	P 11
9	鴨川市立西条小学校	P 12
10	鴨川市立田原小学校	P 13
11	鴨川市立長狭小学校	P 14
12	鴨川市立天津小湊小学校	P 15, 16
13	鴨川市立鴨川中学校	P 17
14	鴨川市立長狭中学校	P 18
15	鴨川市立安房東中学校	P 19, 20

令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会

令和7年1月17日（金）午後3時から
鴨川市役所天津小湊支所3階会議室

1 開 会

2 教育長挨拶 鈴木 希彦 教育長

3 各委員の紹介（委員名簿）

4 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について（説明：事務局）

5 報告及び情報交換

（1）今年度の市内小中学校のいじめの状況について（学校教育課から）

（2）自校のいじめ未然防止の取組及びいじめ問題等の現状について
（各小中学校から）

6 質 疑

（1）いじめ防止等の対策について

（2）その他

7 助 言

（1）千葉地方法務局館山支局から

（2）君津児童相談所から

（3）鴨川警察署生活安全課から

（4）子ども支援課から

（5）家庭教育指導員から

（6）市小中校長会から

（7）学校教育課から

8 諸 連 絡

9 閉 会

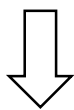
令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 委員名簿

	分 野	所 属
1	関係行政機関	千葉地方法務局館山支局
2		君津児童相談所
3		鴨川警察署
4	市職員	子ども支援課
5		学校教育課
6		生涯学習課
7	学校教職員	鴨川市小中校長会
8		鴨川市立江見小学校
9		鴨川市立鴨川小学校
10		鴨川市立東条小学校
11		鴨川市立西条小学校
12		鴨川市立田原小学校
13		鴨川市立天津小湊小学校
14		鴨川市立長狭小学校
15		鴨川市立長狭中学校
16		鴨川市立鴨川中学校
17		鴨川市立安房東中学校

事務局 学校教育課

4 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会について

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年文部科学省）に基づき



「鴨川市いじめ防止対策推進条例」と「鴨川市いじめ防止基本方針」を策定

○いじめ防止に向けて、市内各小中学校と関係機関の連携強化を図る

○平成 28 年度から行われている会議（今年度で 9 年目）

※「鴨川市いじめ防止基本方針」（平成 31 年度 3 月に改定）

5 報告及び情報交換

（1）今年度の市内小中学校のいじめの認知件数について（学校教育課から）

① 1 学期のいじめの認知件数 小学校：76 件 中学校：5 件

2 学期のいじめの認知件数 小学校：58 件 中学校：8 件

② いじめの態様について

小学校では、「冷やかしからかい、悪口や叩かれる」という行為が多い。低学年では、児童同士の「悪口やからかい」、高学年になるにつれて「無視や避ける」という行為が増加している傾向。

中学校では、「冷やかしからかい、悪口や SNS での中傷」という行為が多い。

小中ともに、相手の気持ちを考えた言動ができないことから起こっている内容が多い。

③ いじめの認知について

各学校では、以前は悪ふざけの範囲内と考えていたふざけ合いもいじめと認知し、その多くは解消に向かっている。

認知につながるものの多くは、「アンケート調査」、「学級担任やスクールカウンセラー」を中心とした面談。また、全職員で児童生徒を見守る体制をとっているため、子どもたちの些細な変化に気づけている。

④ 市の取組について

1、2 学期ともに市内全小中学校の生徒指導会議に教育事務所の川島スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（SSWSV）、鴨川市担当の上野スクールソーシャルワーカー（SSW）、市生徒指導担当指導主事の 3 名で参加。児童生徒一人ひとりをよく見ており、丁寧な指導支援がされていた。

（2）自校のいじめ未然防止の取組及びいじめ問題等の現状について

（各小中学校から）

令和6年度 いじめの状況調査(1学期)

No.1

鴨川市立	全小	学校
------	----	----

回答者名	
------	--

※いじめの認知件数は、いじめを受けたことが認知された児童生徒の人数を計上してください。いじめを受けた回数ではありません。一度認知した児童生徒は、改めて認知として加算しません。

- ①【いじめの状況調査】1学期新たに認知されたいじめの件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	1学期新たに認知されたいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考 ※いじめの態様などを記入してください。
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	9	0	9	0	
2年	13	0	12	1	
3年	12	0	12	0	
4年	20	0	20	0	
5年	11	1	9	1	
6年	11	0	8	3	
合計	76	1	70	5	

- ②【いじめの状況調査】昨年度に解消されていないいじめの認知件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	昨年度解消されていないいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考 ※いじめの態様などを記入してください。
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	0	0	0	0	
2年	11	6	5	0	
3年	7	1	6	0	
4年	23	22	0	1	
5年	6	4	1	1	
6年	9	7	2	0	
合計	56	40	14	2	

(1)いじめの認知については、生徒指導会議等を活用するなど、学校として組織的に対応をお願いします。

(2)1については、確認されなかった場合は0(ゼロ)を入力してください。

(3)2, 3については、認知されなかった場合は未記入で結構です。

(4)備考欄には、いじめの態様などを記入してください。

令和6年度 いじめの状況調査(1学期)

No.1

鴨川市立	全中	学校
------	----	----

回答者名

※いじめの認知件数は、いじめを受けたことが認知された児童生徒の人数を計上してください。いじめを受けた回数ではありません。一度認知した児童生徒は、改めて認知として加算しません。

- ①【いじめの状況調査】1学期新たに認知されたいじめの件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	1学期新たに認知されたいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考 ※いじめの態様などを記入してください。
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	0	0	0	0	
2年	1	0	0	1	
3年	4	2	2	0	
合計	5	2	2	1	

- ②【いじめの状況調査】昨年度に解消されていないいじめの認知件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	昨年度解消されていないいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考 ※いじめの態様などを記入してください。
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	0	0	0	0	
2年	2	1	0	1	
3年	0	0	0	0	
合計	2	1	0	1	

(1)いじめの認知については、生徒指導会議等を活用するなど、学校として組織的に対応をお願いします。

(2)1については、確認されなかった場合は0(ゼロ)を入力してください。

(3)2, 3については、認知されなかった場合は未記入で結構です。

(4)備考欄には、いじめの態様などを記入してください。

令和6年度 いじめの状況調査(2学期)

No.1

鴨川市立	全小	学校
------	----	----

回答者名

※いじめの認知件数は、いじめを受けたことが認知された児童生徒の人数を計上してください。いじめを受けた回数ではありません。一度認知した児童生徒は、改めて認知として加算しません。

- ①【いじめの状況調査】2学期新たに認知されたいじめの件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	2学期新たに認知されたいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考 ※いじめの態様などを記入してください。
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	10	0	10	0	
2年	14	0	13	1	
3年	13	0	13	0	
4年	10	0	10	0	
5年	3	0	3	0	
6年	8	0	7	1	
合計	58	0	56	2	

- ②【いじめの状況調査】1学期に解消されていないいじめの認知件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	1学期解消されていないいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考 ※いじめの態様などを記入してください。
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	8	4	0	4	
2年	12	10	0	2	
3年	9	7	1	1	
4年	15	9	5	1	
5年	7	3	2	2	
6年	8	7	0	1	
合計	59	40	8	11	

(1)いじめの認知については、生徒指導会議等を活用するなど、学校として組織的に対応をお願いします。

(2)1については、確認されなかった場合は0(ゼロ)を入力してください。

(3)2, 3については、認知されなかった場合は未記入で結構です。

(4)備考欄には、いじめの態様などを記入してください。

令和6年度 いじめの状況調査(2学期)

No.1

鴨川市立	全中	学校
------	----	----

回答者名

※いじめの認知件数は、いじめを受けたことが認知された児童生徒の人数を計上してください。いじめを受けた回数ではありません。一度認知した児童生徒は、改めて認知として加算しません。

- ①【いじめの状況調査】2学期新たに認知されたいじめの件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	2学期新たに認知されたいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考 ※いじめの態様などを記入してください。
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	6	1	3	2	
2年	0	0	0	0	
3年	2	0	1	1	
合計	8	1	4	3	

- ②【いじめの状況調査】1学期に解消されていないいじめの認知件数を、各学年該当の欄にその数値を入力してください。

	1	2-1	2-2	3	4
	1学期解消されていないいじめの件数	1のうち、解消したもの	1のうち、解消には至っていないが、経過観察中である。	1のうち、現在も継続指導中である。	備考 ※いじめの態様などを記入してください。
		【認知から3ヶ月以上】	【認知から3ヶ月以内】	【解消されていない】	
1年	0	0	0	0	
2年	1	0	0	1	
3年	2	2	0	0	
合計	3	2	0	1	

(1)いじめの認知については、生徒指導会議等を活用するなど、学校として組織的に対応をお願いします。

(2)1については、確認されなかった場合は0(ゼロ)を入力してください。

(3)2, 3については、認知されなかった場合は未記入で結構です。

(4)備考欄には、いじめの態様などを記入してください。

鴨川市いじめ状況調査結果 【年度別】

R4 小学校	1学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	認知	11	11	8	5	26	21
	解消観察	0	2	1	0	0	6
	経過観察	11	7	6	4	24	16
	継続指導	0	2	1	1	2	0

2学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	8	4	9	13	8	4
解消観察	0	0	0	1	0	1
経過観察	6	3	7	9	4	1
継続指導	2	0	2	3	4	2

3学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	2	3	7	4	11	2
解消観察	0	0	0	0	0	0
経過観察	2	3	6	4	10	2
継続指導	0	0	1	0	1	0

R4認知件数
157

R5 小学校	1学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	認知	6	13	22	11	15	6
	解消観察	0	0	1	1	1	0
	経過観察	5	12	18	10	11	5
	継続指導	1	1	3	0	3	1

2学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	4	17	16	18	7	15
解消観察	0	1	0	1	0	1
経過観察	4	16	16	11	7	12
継続指導	2	11	0	8	4	10

3学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	10	7	21	4	9	3
解消観察	0	0	0	0	0	0
経過観察	10	6	21	4	8	3
継続指導	5	6	1	1	2	3

R5認知件数
204

R6 小学校	1学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	認知	9	13	12	20	11	11
	解消観察	0	0	0	0	1	0
	経過観察	9	12	12	20	9	8
	継続指導	0	1	0	0	1	3

2学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知	10	14	13	10	3	8
解消観察	0	0	0	0	0	0
経過観察	10	13	13	10	3	7
継続指導	0	1	0	0	0	1

3学期	1年	2年	3年	4年	5年	6年
認知						
解消観察						
経過観察						
継続指導						

R6認知件数
134

R4 中学校	1学期	1年	2年	3年
	認知	7	2	1
	解消観察	0	1	0
	経過観察	4	0	1
	継続指導	3	1	0

2学期	1年	2年	3年
認知	2	1	0
解消観察	0	0	0
経過観察	2	1	0
継続指導	0	0	0

3学期	1年	2年	3年
認知	2	0	0
解消観察	0	0	0
経過観察	2	0	0
継続指導	0	0	0

R4認知件数
15
小中 172

R5 中学校	1学期	1年	2年	3年
	認知	0	1	0
	解消観察	0	0	0
	経過観察	0	1	0
	継続指導	0	1	0

2学期	1年	2年	3年
認知	0	1	0
解消観察	0	0	0
経過観察	0	1	0
継続指導	0	0	0

3学期	1年	2年	3年
認知	1	1	0
解消観察	0	0	0
経過観察	1	1	0
継続指導	0	1	0

R5認知件数
4
小中 208

R6 中学校	1学期	1年	2年	3年
	認知	0	1	4
	解消観察	0	0	2
	経過観察	0	0	2
	継続指導	0	1	0

2学期	1年	2年	3年
認知	6	0	2
解消観察	1	0	0
経過観察	3	0	1
継続指導	2	0	1

3学期	1年	2年	3年
認知			
解消観察			
経過観察			
継続指導			

R6認知件数
13
小中 147

令和 6 年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立江見小学校

担当者

1 いじめ未然防止の取組について

(1) 生徒指導委員会

管理職、担当職員で会議を行い、学校全体としての生徒指導の進め方、対応の仕方等を共有。

(2) 生徒指導情報交換会

月 1 回全職員で情報交換と共通理解を図る。週 2 回の打ち合わせでも共有。

(3) 生活アンケート

勉強・友達関係・友達が嫌なことをされているのを見たことがあるかなど。

(4) 教育相談期間

学期ごとに担任や担任以外の教職員が面談を行い、事態を把握。

(5) 相談箱

児童が直接話せない悩みや相談について、所定の用紙に記入し投函。相談内容について後日話を聞く。

(6) スクールカウンセラーによる面談

月 1 ～ 2 回、希望する児童・保護者・教職員に実施。

年度末は全員面談を実施予定。

(7) 休み時間中の観察

担当する学年を超えて全職員が全児童の様子を注意深く見守る。

(8) 情報モラル教育の充実

インターネットによるいじめやトラブルの事例をもとに、SNS での情報の発信や受信についての慎重な対応を指導。

学級懇談会、おたより等で保護者への注意喚起及び資料提供。情報モラル教室をフリー参観で実施。

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

(1) 管理職への報告・相談

いじめの疑いがある場合は素早く管理職へ伝え、複数人で対応を考える。

(2) 生徒指導情報交換会

全職員で情報を共有し、対策を考えると共に、情報をもとに休み時間なども全職員で注意深く見守る。

令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立鴨川小学校
担当者

1 いじめの未然防止の取組について

- (1) 「生徒指導・いじめ対策委員会」を月に1回開き、情報交換と共通理解を図る。
- (2) 学期毎に1回、生徒指導及びいじめ防止に関する研修会を開き、教職員の意識を高める。
- (3) 年2回、児童向けに「心と体のアンケート」を実施し、実態把握をする。
例：「不安になったり悲しくなったりする」などを、「はい」「いいえ」で回答する。
- (4) 年3回、教育相談月間を設けてアンケートの回答をもとにした児童との面談を行い、個々の実態を把握する。
担任との関係についての相談も考えられることから、2学期はフリー相談とし、全教職員が面談を行った。
- (5) 年間3回（学期末）いじめ対策アンケートを実施し、回答をもとにした児童との面談を行い、個々の実態を把握し、解決への手立てを講じ、来学期の対策を練る。
- (6) 相談箱（コナンボックス）を設置し、直接話せない悩みを拾い上げる。
担任などに直接話せない悩みや困ったこと等を用紙に書き、ボックスに投函する。養護教諭やスクールカウンセラーがその用紙を受け取り、相談に乗る体制を整えている。
- (7) スクールカウンセラーが来校する日に、スクールカウンセラーが児童の悩みを聞く機会を作り、児童が悩みを相談しやすい体制を整えている。
- (8) スクールカウンセラーが来校する日を「子育て相談日」とし、スクールカウンセラーが保護者の悩みを聞く機会をつくり、家庭と学校の連携を図る。
今年度は、児童全員との面談を実施している。
- (9) SSWの活用を通し、保護者支援を行う。
- (10) 道徳をはじめ全ての授業を通して、人間関係を円滑に構築していけるよう指導を行う。

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

- (1) いじめやいじめに発展すると思われる事態が見受けられた場合は、ただちに該当する教職員でチームを構成して管理職を交えて、緊急の会議を開き、今後の対応について方向性を明確化させて、対応にあたる。
- (2) 状況及び経過観察については打ち合わせ及び会議で情報共有を図る。(職員会議毎に、生徒指導会議を実施している。)
- (3) 指導記録については校内の共有データを活用し、年度ごとに記録を保存している。
- (4) 校務支援を活用し、気づきに児童の様子を記入することで、教職員全員で情報共有をしている。
- (5) 生徒指導主任が気づきをもとに、トラブルになりうる事案については個別に教職員に聞き取りを行う。

令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立東条小学校

担当者

1 いじめ未然防止の取組について

(1) いじめ防止の環境づくり

「自己有用感」を感じ取れる絆づくりと居場所づくりの確保 等

(2) 「わかる授業」の展開

校内研修の充実やセルフチェックシートによる自己評価

(3) いじめ防止の啓発活動

いじめ防止集会・外部講師による人権教育（4年生）・SOS出し方教育 等

(4) 指導方針等の周知

学校便りの配付や懇談会にて周知

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

いじめの疑いに係る情報があった時には、担任が直接管理職に報告をする。そして、関係のある児童への事実関係の聴取、いじめの情報の迅速な共有、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

＊重大事態の調査を行う場合は、生徒指導委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家（SC・SSW・SSWSV・市教委）を加えるなどの方法によって対応することもある。

事務局 ◎生徒指導主任・校長・教頭・教務主任・教育相談担当職員・学年主任・養護教諭
※日常的な相談・対応の窓口，組織の中核となる。

令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立西条小学校

担当者

1 いじめ未然防止の取組について

○いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ・一人一人のコミュニケーション能力や思いやりの心を育むために、「あいさつ日本一」も目標に「あかるく、いつでも、さきに、つづけよう」を合言葉として全校で取り組んでいる。
- ・休み時間には、職員と一緒に校庭で児童と遊び、児童理解につなげるようにしている。
- ・各学級、児童同士でいいところ見つける活動を工夫し取り組んでいる。
- ・定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施や観察、いじめに関する窓口の常設により早期発見をし対応にあたる。
- ・スクールカウンセラーとの連携により、児童の心理状況や
- ・月1回の生徒指導全体会を開き、気になる児童の様子や指導内容について共通理解を図っている。
- ・縦割り班活動を年間通して計画的に実施し、豊かな人間関係づくりを育んでいる。
- ・道徳の授業等により、「友情信頼」「公平公正」の項目において自分事として考えることができるようにしている。

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

- ・「いじめの定義」に基づき、正しくいじめの認知をし、いじめ認知シート（職員共有PC）に入力する。その中でも共通理解が必要な事案については、月1回の全職員による生徒指導全体会の中で、対応や指導について協議をする。
- ・必要に応じて、臨時の生徒指導会議を開き、対応策を講じ、早期対応をする。その後、全体会で必要な情報を共有する。
- ・いじめ事案に関わる聞き取りを被害児童、加害児童に対して丁寧に行い、いじめを受けた児童の安心安全の確保と支援体制を組む。

令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立田原小学校
担当者

1 いじめの未然防止の取組について

いじめはどの児童にも起こり得るということを踏まえ、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、心のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

【予防対策】

教育活動全般を通して、児童の規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

- ① 授業の充実（各教科・特別活動・道徳教育）
- ② 人権教育の充実
- ③ 教育相談の充実
- ④ 情報教育の充実
- ⑤ 保護者・地域との連携

【③の教育相談活動例】

≪4月≫家庭確認・学校生活アンケート及び児童個別面談（担任）

≪7月≫保護者面談

≪9月≫学校生活アンケート及び児童個別面談（児童が希望する職員）

≪1月≫学校生活アンケート及び児童個別面談（児童が希望する職員）

≪常時≫授業時間・休み時間・放課後等の観察

毎月末の生徒指導報告会で気になる児童の共通理解・対応方法の協議

「相談箱」等いじめに関する窓口の常設

SCによる全員面接

関係職員・保護者による情報収集と対応後の継続的な連携

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

- ① 本人・保護者・発見者等からの申し出・情報収集（記録※1）

→〔緊急会議※2：校内いじめ防止対策委員会〕の招集（情報共有）

- ② 関係児童への事実関係の聴取（記録）

→〔緊急会議〕の開催（指導支援の体制・対応方針の決定）

→保護者への連絡

→全職員への周知及び組織的対応を依頼

記録※1…共有PCにも随時入力

- ① いつ・いつから ② 誰が・誰から ③ どんないじめ

- ④ 認知後の学校の対応（誰が・誰に対して・どのような対応をし・どのような結果になったか・今後どのような対策をとるか）

緊急会議※2…構成メンバー：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任兼教育相談担当・養護教諭・関係教職員・SC

令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭小学校

担当者

1 いじめ未然防止の取組について

- 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を組織して情報共有・対策を実施している。
構成員・・・校長 小教頭 中教頭 小養護教諭 中養護教諭 生徒指導担当
特別支援コーディネーター スクールカウンセラー
- 教育相談アンケートを年3回行い、いじめ等の兆候がないか確認している。
- 「なかよし言葉チェック」を行い、児童生徒自身の振り返りと指導に生かしている。
- 道徳教育の充実を図り、豊かな心の育成に努めている。
- 教科や学活等で情報モラル教育やSNS等のいじめ防止の啓発をしている。

上記のような取組を通して課題予防的対応（未然防止）を心がけている。

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

- 毎週1回（水曜4校時）定期的に生徒指導委員会を開催している。小中合同で情報交換を行い、直近の職員会議で報告の機会を持ち、全職員での共通理解を図る。
- いじめの訴えや兆候が確認されたら、訴えのあった者から丁寧に事実確認を行う。次に生徒指導委員会で対応策を検討し、生徒指導ファイル等を通して全職員に伝え、共通の指導をしていく。
- 緊急を要する場合は、生徒指導委員会を待たずに、随時、担当会で会合を開き（小中別対応で差し支えない場合が多い）対応をする。その後、生徒指導委員会で報告し、全職員へ降ろし全職員の共通理解のもと指導と経過観察を行っていく。

令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立天津小湊小学校
担当者

1 いじめ未然防止の取組について

(1) 児童情報の共通理解

共有フォルダに学級ごとのファイルを作成し、全職員で共通理解したい事案や出来事を記録している。出来事に加えて、対応した職員または関わった職員、どんな指導をしたか、保護者対応等を記録しておくことによって、いじめに発展しないよう記録を残し、指導の一助としている。

(2) 生徒指導会議

月1回生徒指導会議を開き、全職員から気になる児童についての様子や周知しておいてほしいこと等を話してもらい、情報共有を図っている。(1)のデータを活用したり、事前アンケートを基にした職員間の意識共有を行ったりしている。

年	第 6 回 生徒指導会議	令和 6 年 11 月 20 日
		'2/2月'6・50分

各学年の先生、特に「児童指導も担当中級」の授業」について、次の項目を記入してください。
 来月の別冊で「11月28日（木）」までに、職員室内様の欄にご提出をお願いします。
 各年度の年度では、2の項目を中心にして読んでください。その他、PCのフォルダを書き、イオパノ
 を読みながら自分から企画をお願いします。1・3については、おこなうかを記入していただきます。

1 学校全体の課題についての評価(11月) 並びに当該年度の児童の成長を評価してください。

項 目	評 価 ○をつけてください	コメン ト (何かあれば記入ください。)
あいさつは、自分からしていますか。	4 3 2 1	
物をこえは、自分からしていますか。	4 3 2 1	
そうじの時間には、掃除を意欲して、活動していますか。	4 3 2 1	
ろう下や階段を静かに歩いていますか。	4 3 2 1	
はきはきとした姿勢や正しい言葉遣いは、できていますか。	4 3 2 1	

できていた ○ できていなかった

2 生徒指導上、考慮が必要な子ども・全体に気にかけておきたい子どもの様子
 (ドク・タフラインに記録を残し、それを見ながら関係性を築きます。)

※天竺小中学校→08 生徒指導一生涯指導情報書き→各学年のエクセルデータ（11月）に入力

3] の項目以外で生徒指導上、学校全体で共通理解したいこと・話し合いたいこと
 例：〇年 ●●●さんの行動についての共通理解 等
 (なだめば解決して構いません。)

↑職員用事前アンケート

令和6年11月5日

第5回 生徒指導会議

11/5(水) 8:50～

1 学校全体の強弱についての評価（10月）

項 目	評 価 （〇をつけてください）	コメント （何かあればご記入ください。）
あいさつは、自分からしていいましたか。	4 (1) 3 (9) 2 (1) 1 (0) ※9月よりかなり上りました！	〇高学年によく伝播できています。 〇女子のあいさつには、もう少し強弱が定まってきたと感じる。
話を聞かば、自分からしていいましたか。	4 (3) 3 (7) 2 (1) 1 (0) ※9月と変わらずです。	〇話を聞かばという単語、しっかり覚えてきている。 〇聞き流しは減ってきた。
そうじの時間は、発表を準備して、参加していましたか。	4 (0) 3 (8) 2 (3) 1 (0) ※9月より下回っています。	■全校では取り組みがすすんでいますが、準備不足はまだまだあります。 〇発表の準備ができていない生徒が、発表できていない。
ろう下や階段を静かに歩いていますか。	4 (1) 3 (6) 2 (4) 1 (0) ※9月より少し下がっています。	〇静かに歩けるようになってきたが、下り階段の騒音抑えにまだまだ徹底できていない。
行事はきちんと服装や正しい言動でした、できていましたか。	4 (2) 3 (6) 2 (3) 1 (0) ※8月とはほぼ変わらずです。	〇行事への準備は、おおむねできています。 〇服装の点検も有りますが、大抵の服装は整っています。 ▲行事の準備ができていない生徒が、服装が整っていない。

できていた 〇 できていなかった

1の項に以外で生徒指導上、学校全体で共通理解したいこと・話し合いたいこと

＜講師について＞

- ・「挨拶の取り組みが課題がある」という意見が数校から出ている。
- ・「規律、身振ふるまいを高めるための手立てを引当委員会が検討している」。
- ・先生方へ・・・挨拶員としての役割を担い、指導を徹底したい。

眼見のアンケートでは「挨拶を徹底したい」と思っていますが、大抵中高生スタンダードでは「面をせず」に臨まずに「笑顔にする」段階からまず挨拶員をきかせるというのを目指していきたい。このスタンダードに対して、必要などとは外れを出すことなく、取組むという点にまず児童に理解させるよう、先生方も意識していただければと思います。よろしくお願いします。

↑事前アンケート結果を含む会議資料

(3) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談

①いじめの状況把握のための定期的なアンケートの実施と集計分析（6, 11, 2月）

- ・アンケート実施後の面談・委員会の実施による情報共有
- ・児童や保護者からの訴え、または教師の気づきにより、随時事実確認

②年間2回（6月、11月）の教育相談期間

- ・児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(4) スクールカウンセラーとの面談

希望者、及び4・6年生の全員面談を実施。また、アンケートや教育相談の結果を受けて、気になる児童には、スクールカウンセラーとの面談を勧め、面談を積極的に実施している。

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

(1) いじめ事案に関わる児童への聞き取り

(2) いじめを受けた児童の安全安心の確保と支援体制

- ・いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主任、養護教諭、該当学年担任

※(状況によって)教育相談主任、スクールカウンセラー等

＜いじめ防止対策委員会の役割＞

①本校のいじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

②いじめの相談、通報の窓口

③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有

④いじめの疑いに係る情報があった際に、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

※重大事態の調査を行う場合は、本組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することもある。

(3) 家庭や関係機関、専門家と協力体制の構築

(4) いじめを受けた児童及びその保護者のケアや支援、被害者の心理を理解した対応

(5) 再発防止のための指導と啓発

- ・いじめを受けた児童

- ・いじめを行った児童

- ・観衆等となっていた児童

(6) いじめ事案に関わる情報提供(状況により)

令和 6 年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立鴨川中学校

担当者

1 自校のいじめ未然防止の取り組みについて

○鴨川中学校いじめ対策防止委員会を設置している。（生徒指導委員会がこれを兼ねる）

構成員：学校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭
スクールカウンセラー（不登校指導担当とは、不登校指導委員会で共通理解している）
会開催：毎週 1 回、確認の場を設定する。但し、いじめやいじめの疑いがあった場合は

随時実施する。

内 容：「学校いじめ防止基本方針」に載せてある通り。

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

・いじめの情報共有については、「生徒指導委員会」で共有。（週一回開催）

緊急の場合は随時、放課後に行うことがある。

○未然防止

- （１）いじめ防止の環境作り
- （２）「わかる授業」の展開
- （３）道徳教育・体験活動の充実
- （４）いじめ防止の啓発活動
- （５）指導方針等の周知

○早期発見と相談・通報・共有

- （１）定期的なアンケートの調査＜ 3 回＞、教育相談＜ 2 回＞、面談＜ 1 回＞
- （２）日常の相談活動＜鴨中ライフの中に心の状態 ABC の導入＞
- （３）授業時間・休み時間・放課後等の監察
- （４）全職員がいじめに対する相談窓口だということの周知
- （５）ネットパトロールなどの外部機関との連携

令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立長狭中学校

担当者

1 いじめ未然防止の取組について

- ・生徒指導委員会を組織し、情報共有・対応を検討している。
構成：校長、小・中教頭、小・中養護教諭、小・中学生指導、各期主任
小・中特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
- ・教育相談・アンケートを年3回実施したり、生徒の様子を適宜観察したりすること
でいじめの兆候を逃さない。
- ・「仲良し言葉チェック」を行い、生徒自身にもチェックを行わせている。
- ・道徳教育の充実を図り、豊かな心の醸成を進める。
- ・SNS、オンラインゲームでのトラブル防止を啓発していく。
- ・全校レクを行い、自己肯定感の向上、安心安全な意識の醸成や風土づくりを行っている

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

- ・毎週水曜4校時生徒指導委員会を開催している。小中合同で行い、情報共有し、対応を検討している。
- ・いじめの認知、またはその兆候が見られた場合、生徒指導委員会で対応を検討し、資料を掲載したファイルを回覧して共通理解・指導をしていく。
- ・緊急を要する場合は、担当学年等で打合せを行い、対応にあたる。その後、生徒指導委員会にて、報告し、共通理解・経過観察を進めていく。

令和6年度 鴨川市いじめ問題対策連絡協議会 資料

学校名 鴨川市立安房東中学校
担当者

1 いじめ未然防止の取組について

(1) 生徒・保護者への啓発活動

- ① 掲示物・学校便り・学年便り等による情報の発信を行う。
- ② 新入生保護者を対象としたスマートフォンによるSNS上のトラブル等についての指導を入学時に行う。
- ③ 情報モラル向上のため、生徒対象の情報教育を総合的な学習の時間に位置づける。

(2) 豊かな心を育む取り組みについて

① 道徳教育・体験活動の充実

- ・道徳教育推進教師の計画のもと、道徳授業の完全実施と相互参観による授業の充実をめざす。
- ・異学年交流の場として体育祭・全校合唱等を行い、全校レベルでの相互理解を深める。
- ・福祉体験活動やキャリア教育の充実、ボランティア活動の充実を図る。

② 生徒同士の関わりを大切にし、互いに成長していく学校づくりを進める。

- ・行事・授業・部活動において、生徒の活動や努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるようにする。
- ・小中連携での「あいさつ・反応・清掃」の充実を図り、お互いを大切にできる環境を整える。
- ・「あいさつ運動」「いじめ撲滅宣言」等生徒会での自発的な取り組みを推進する。

③ 全学年で「豊かな人間関係づくりプログラム」を実施し、人間関係スキルの育成を図る。

④ 鴨川市との連携による各種施策を積極的に活用する。

- ・館山市人権擁護委員協議会鴨川支部と連携し、人権教室を毎年開催するとともに中学校人権作文コンテストへの積極的な参加をする。

(3) 授業における取り組みについて

- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開を大切にし、自己有用感を高める。
- ・グループ学習を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ・セルフチェックシートによる授業の自己評価を実施する。
- ・週指導記録簿を活用し、教師自身の指導の充実を図る。

(4) いじめ防止に向けた環境づくりについて

- ① 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係作りに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ② 行事や部活動等で過度の競争意識、勝利至上主義がストレスを高め、いじめを誘発しないよう目的や目標を大切に活動を行う。
- ③ 教職員の不適切な言動がいじめを助長することについて、教職員の理解を深める。
- ④ 小学校との連携により、引き継ぎ連絡等を綿密に行い、人間関係のトラブル改善を図る。
- ⑤ 地域へ配布の学校だよりやPTA広報等を通し、地域で子どもを見守る環境づくりを推進する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめについて

- ① 職員の理解を深め、迅速にいじめ問題の情報をキャッチできるよう意識を高める。
- ② 家庭での約束づくりについての重要性を説明し、協力を求める。
- ③ 情報教育のより一層の充実を図る。
- ④ 千葉県「青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）」等からの情報を得るなど、いじめの早期発見・早期対応に努める。

2 いじめの疑いありとなった場合の情報共有の仕方について

いじめの疑いありと判断した場合には、管理職・担任・生徒指導部を中心に緊急対応会議を開く。その後の調査は校内いじめ防止対策委員会を開催し、対応する。

《実態の調査》

- ・当事者、周囲の生徒から話を聴き、記録をとる。
- ・関係教職員と情報を共有し、詳細をまとめ、全体像を探る。

《指導方針の決定》

- ・教職員の共通理解のもと明確な役割分担を決める。
- ・鴨川市教育委員会、関係機関との連携を図る。

《生徒への支援・指導》

- ・被害生徒の保護と支援
- ・加害生徒への指導

《保護者への連絡》

- ・正確な情報を伝える
- ・学校との連携方法を話し合う

《その後の対応》

- ・スクールカウンセラー等の活用も含めた継続的な支援・指導。
- ・学級経営等、日常の活動を見直し、改善する。